



発行 新潟県

号外 1

平成29年10月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

1182 知事指定薬物の指定（医務薬事課）

告 示

◎新潟県告示第1182号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成29年10月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2- [2, 5-ジメトキシ-4- (トリフルオロメチル) フェニル] エタンアミン（通称名：2C-TFM）及びその塩類
- (2) メチル=2- (4-フルオロフェニル) -2- (ピペリジン-2-イル) アセテート（通称名：4-F1uoromethylphenidate、4F-MPH、4-FMPH）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成29年11月1日